

構造改革特区提案における風力発電施設の工場立地法の適用除外化に関する要望について

1. 経緯及び提案内容

(1) 提案主体：兵庫県

(2) 提案受付：平成18年6月

(3) 提案内容：

市街化区域以外の区域における風力発電施設の設置については、同じ自然エネルギーを利用する水力発電所や地熱発電所と同様に、工場立地法の適用除外とする。

(4) 政府の対応方針（平成18年9月15日）

風力発電施設設置に係る工場立地法の適用除外化については、大規模風力発電施設の建設需要等が高まっていることに鑑み、平成18年9月以降開催予定の産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において検討する。（平成18年度中に結論）

2. 現行制度の概要

(1) 工場立地法施行令第1条において、「電気供給業に属する発電所で水力又は地熱を原動力とするもの（水力発電所、地熱発電所）」を、工場立地法上の届出義務を課さないものとしている。

(2) この適用除外は、水力発電所、地熱発電所の立地に起因して大気汚染等の問題が発生することは見込まれず、主として山間部等への立地が想定されるものであること等から、周辺地域の生活環境との調和を考慮する必要性が小さいことを踏まえたものである。

3. 適用除外の検討（案）

(1) 風力発電施設は、山間部や海岸部の森林、丘陵地帯等、周辺に考慮すべき一般的な生活環境が小さいと見られる地域に立地するものが比較的多いという特徴があるが、他方、公園、工業地帯等、都市部において立地するものも見られる。

(2) 提案者は、「市街化区域以外の区域」に立地する施設についての適用除外を要望しているが、同区域であっても、考慮を要する生活環境が存在する場合があると見られ、立地区域を特定した上で適用を除外する場合には、水力発電施設及び地熱発電施設を適用除外としている趣旨を踏まえ、「周辺地域の生活環境との調和を考慮する必要性が小さい」ものとして特定することが適当であると考えられる。

(3) 具体的には、「森林、丘陵地、原野及び海上等、山間部又は海岸部において周囲に広く自然環境が存在する区域」に立地する風力発電施設については、水力発電施設及び地熱発電施設と同等の扱いとすることが妥当ではないか。

<参考1：風力発電施設の立地場所に関するアンケート調査>

- ・ 調査時点：平成18年7月
- ・ 調査対象：都道府県及び政令市（全62自治体）
- ・ 質問内容：管轄区域内に立地する風力発電施設の主な立地場所について（調査結果）

1. 風力発電施設が立地する都道府県・政令市：全62自治体中31

2. 風力発電施設が立地する主な場所（複数回答）

①海岸部の丘陵地等	：	8	（	21	）
②海上	：	1	（	3	）
③山間部の丘陵地・牧場等	：	19	（	50	）
④農地・農耕地	：	2	（	5	）
⑤工業団地等の工業地帯	：	2	（	5	）
⑥港湾地区	：	2	（	5	）
⑦緑地公園・公園	：	4	（	10	）
合 計	：	38	（	100	）

<参考2：最近の風力発電施設の立地動向（工場立地動向調査より）>

	立地件数	立地場所		
		地目	都市計画区域	用途地域
平成15年	4件	山林 2件 その他 2件	市街化区域 1件 都市計画区域外 1件 都市計画無 1件 不明 1件	工業専用地域 2件 不明 2件
平成16年	5件	宅地 1件 山林 2件 原野 2件	未線引区域 1件 都市計画区域外 1件 都市計画無 3件	無指定 4件 不明 1件
平成17年	4件	山林 3件 その他 1件	市街化調整区域 1件 未線引区域 1件 都市計画無 2件	無指定 3件 不明 1件
3年間合計	13件	宅地 1件 山林 7件 原野 2件 その他 3件	市街化区域 1件 市街化調整区域 1件 未線引区域 2件 都市計画区域外 2件 都市計画無 6件 不明 1件	工業専用地域 2件 無指定 7件 不明 4件